

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
根 拠 条 項：第7条第1項
処 分 の 概 要：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第2条（定義）、第3条（給付金の支給）、第4条（遺族の範囲及び順位等）、第5条第1項（給付金の額）、第6条第1項、第2項及び第3項（裁定の申請）、第7条第2項（裁定等）、第8条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第12条（不正利得の徴収）、第13条（時効）及び第19条（不服申立と訴訟との関係）</p> <p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則第1条（対象犯罪行為により残った障害）、第2条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）及び第4条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支払の請求）</p>
審 査 基 準：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：90日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：